平成２３年（フ）第４２４号
長崎県長崎市新戸町１丁目26番21号
債務者　糸瀬　敬之
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
長崎県長崎市戸町２丁目204番地２
債務者　卜部　智枝（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３０号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番６号　細貝マンションＤ号
債務者　松尾　盛生
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３１号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番６号　細貝マンションＤ号
債務者　松尾久美子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２４３号
札幌市清田区清田１条３丁目３番25―402号
債務者　安部みさと
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０４号
札幌市中央区北２条東８丁目86番地18　フジミツハイツ101号
債務者　半田　芳絵
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６５号
札幌市北区あいの里２条１丁目21番１―102号
債務者　高谷　郁美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９３号
札幌市南区澄川５条６丁目２番43号
債務者　沼田　　昭
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９４号
札幌市南区澄川５条６丁目２番43号
債務者　沼田　照子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９５号
札幌市南区澄川５条６丁目２番43号
債務者　沼田　　裕
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９８号
札幌市東区北41条東５丁目２番36―201号
債務者　笹川　政幸
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０１号
北海道石狩市花川北３条３丁目６番地　公団住宅４―501
債務者　古川久美子（旧姓柏倉）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０６号
札幌市北区屯田３条３丁目１番21―６号　３・３丹羽ハイツ第２―101号
債務者　湯浅　礼子（旧姓宮津）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１４号
札幌市東区北28条東２丁目２番５号　コーポひろ101号
債務者　松本　　保
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０３号
札幌市東区北24条東18丁目４番５号　ロイヤルヒラタ１号
債務者　中川　亜伊
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２０号
札幌市白石区北郷４条12丁目18番20号　サンハイツ北都105号
債務者　佐藤　春江
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２７号
札幌市清田区里塚緑ヶ丘11丁目12番３号
債務者　成田　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部